

川西市告示第 31 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書は、川西市都市政策部都市政策課において縦覧に供する。

令和8年4月1日

川西市長 越田 謙治郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画地区計画阪急日生ニュータウン（川西市）地区計画

2 都市計画を変更した土地の区域

川西市美山台1丁目、2丁目及び3丁目並びに丸山台1丁目の一部、2丁目の一部及び3丁目